

静岡県 CAD 図面作成要領

令和 7 年 4 月

静岡県財務部建築企画課

目次

1	総則.....	- 3 -
1.1	目的.....	- 3 -
1.2	適用範囲.....	- 3 -
1.3	その他.....	- 3 -
2	一般事項.....	- 4 -
2.1	CAD データフォーマット.....	- 4 -
2.2	ファイル名.....	- 4 -
2.3	フォルダ構成.....	- 4 -
2.4	レイヤリストファイル.....	- 4 -
3	その他留意事項.....	- 5 -
3.1	文字.....	- 5 -
3.2	レイヤ.....	- 5 -
3.3	図面ファイル.....	- 5 -
3.4	文字化け等の確認.....	- 5 -

1 総則

1.1 目的

建築設計業務及び建築工事並びに建築設備設計業務及び建築設備工事において、図面及び仕様書を CAD 等の電子的手段によって作成する際の基本的事項について定め、もって、電子データの交換・共有並びに有効活用を促し、業務の効率化に資することを目的とする。

1.2 適用範囲

建築工事では「建築工事設計図書作成基準」、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」、「建築物解体工事標準仕様書」に示す、設計図書及び完成図(施工計画書を除く)に適用する。

設備工事では「建築設備工事設計図書作成基準」、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」に示す、設計図書及び完成図(施工計画書を除く)に適用する。

但し、改修工事及び解体工事における撤去図などの電子的手段により難しいものについては受発注者間の協議によるものとする。

1.3 その他

本要領に記載のない事項については、「建築工事設計図書作成基準」、「建築設備工事設計図書作成基準」によるものとする。

3 その他留意事項

3.1 文字

もともと OS に備わっておらず、受注者が独自に作成した外字は、使用しない。

CAD ソフトで作成する場合、文字は CAD ソフトの機能に依存する。このため、CAD データの交換・共有に支障が出ないように、特定の CAD ソフトに固有なフォントは避け、一般的なものを使用する。

3.2 レイヤ

オリジナル図には特に規制は設けない。但し、必ずレイヤ名を記入すること。

オリジナル図を SXF に変換する場合は、使用レイヤを前詰めにしてから変換すること。

3.3 図面ファイル

図面ファイルは 1 図面 1 ファイルとしてフォルダに格納する。何枚かをまとめて 1 ファイルに格納してはならない。

3.4 文字化け等の確認

オリジナル図面を変換後の図面について、文字化け等がないか必ず確認後に納品すること。文字化け等は無いが、文字が極端に小さくなる等の場合は、文字の大きさを調整して納品すること。